

## 改正漁業法に関する政省令等の説明会

2月3日（水）水産会館 5階大研修室において、漁業法等の一部を改正する等の法律が施行されることに伴い、漁業の免許をはじめとする自治事務についても見直しが行われる。改正法においては、漁場を適切かつ有効に活用している漁業者や漁業協同組合等が将来に向けて安心して漁業に取り組めることを基本とし、漁場を適切かつ有効に活用している既存の漁業権者に優先して免許する仕組みとするとともに、海面全体を最大限に活用するため、現に漁業権が存しない水面において新たな漁業権の設定に努めることとしたところであり、こうしたことから、各都道府県等による海面利用制度等の運用に当たっては、「海面利用制度等に関するガイドライン」を制定されることから、本県漁協組合長、参事、役職員78名を対象に水産庁による説明会を行った。また、JFグループ代表として全漁連 大森代表理事専務より代表質疑をして頂き、改正漁業法についての理解を深め、有意義な説明会となった。

水産庁説明事項	全漁連（資料を適宜組み合わせ代表質疑）
①法律の概要、資源管理、漁業許可について	・「ステークホルダー会合」に先んじた漁業者との協議 ・TAC 魚種選定のルール・透明性 ・本則としての沖合での数量管理（海外における沿岸域の数量管理） ・IQ 適用漁船のトン数大型化
②漁協について	（とくになし）
③密漁対策について	（とくになし）
④海面利用ガイドライン①「かがみ文・第1～第5」	・かがみ文 ・新規漁業権設定における紛争防止確保 ・「適切かつ有効」と「指導・勧告」の関係 ・漁協が特別決議で漁業権継続を議決した場合 等
⑤海面利用ガイドライン②「第6～第7」	・自主的活動として行う場合は従前どおり可能 等
⑥海面利用ガイドライン③「第8」	・意見を優先的に取り扱う推薦団体等の基準 等
⑦政省令・今後のスケジュール	なし

### 「海面利用制度等に関するガイドライン」について

#### ● ガイドライン作成の背景

改正漁業法における漁業権等の自治事務の円滑な運用に資するよう、国の考え方や、留意点等について分かりやすくまとめて、水産庁長官名で都道府県知事に通知する（地方自治法に基づく技術的助言。内水面も対象）。

#### ● ガイドラインの発出の時期

政省令に関係する内容となることから、政省令の公布と同時に通知する予定であり、改正漁業法の施行日以降、円滑かつ適切な運用が図られるよう措置する。

## ○ガイドラインの構成

- 第1 海面利用制度等の趣旨
- 第2 責務
- 第3 海区漁場計画
- 第4 漁業権
- 第5 漁業権行使規則
- 第6 行使料その他の金銭徴収
- 第7 沿岸漁場管理
- 第8 海区漁業調整委員会等

1

## ○ポイント

・改正漁業法においては、漁場を適切かつ有効に活用している漁業者や漁業協同組合等が将来に向けて安心して漁業に取り組めることを基本としている。

### <留意事項>

- ① 漁場を適切かつ有効に活用するとは、漁場の環境に適合するように資源管理や養殖生産等を行い、将来にわたって持続的に漁業生産力を高めるように漁場を活用している状況をいい、都道府県知事による指導又は勧告が行われなかった場合や、指導又は勧告を受けた後に改善された場合も、「適切かつ有効」に活用されているといえる。
- ② 現に漁業権が存しない水面については、関係する漁業者、漁協等と協議し、操業に支障なく、紛争の防止が図られることを十分に確保した上で新たな漁業権を設定し、沖合を含めて水面全体が最大限に活用されるよう努力する。
- ③ 漁業権者の資源管理の状況等の報告や漁業生産力の発展計画について、報告事項の例示やまとめた形式で作成できることを示すなどし、漁業者や漁業協同組合等にとって過度な負担とならないよう工夫できる